

緊急自動車

の交通事故防止について

緊急自動車とは

- ① 公共・公益的な機関の自動車で
- ② 公安委員会の指定を受け、又は届出をしているもので
- ③ それぞれの緊急用務を遂行する目的で
- ④ 基準に適合するサイレンを鳴らし、かつ、赤色灯をつけて
- ⑤ 運転中のもの

緊急自動車は通行方法に特例があります（一部抜粋）

- ① 右側部分の通行
- ② 停止義務の免除
(注意して徐行する義務あり)
- ③ 通行禁止道路の通行
- ④ 車両通行帯に従わない通行
- ⑤ 指定横断禁止等に従わない通行
- ⑥ 追越し禁止場所での追越し特例
- ⑦ 車両の右左折方法に従わない通行
- ⑧ 指定通行区分に従わない通行
- ⑨ 横断歩道接近時の減速義務免除
- ⑩ 最高速度の特例
一般道：80km/h・高速道：100km/h

緊急自動車にあっても特例に該当しないもの（一部抜粋）

- ① 歩道通行の禁止
- ② 急ブレーキ禁止
- ③ 車間距離の保持
- ④ 左側追越しの禁止
- ⑤ 割り込み運転の禁止
- ⑥ 徐行場所での徐行
- ⑦ 警音器標識による警音器の吹鳴
- ⑧ 事故を起こした場合の措置
(停止義務・救護義務あり)

※ これらの行為は、たとえ緊急自動車であっても従う義務があります。

緊急自動車の交通事故防止のポイント

- 緊急自動車で、交通事故が最も多発する場所は「交差点」です。
⇒ 赤信号、見通しの悪い交差点は**必ず一時停止、左右の安全確認**が大切です。
- 任務の安全な遂行を最優先し、**特権意識は排除**しましょう。
⇒ **サイレン**は、他の車両には、緊急自動車が一番接近するまで**聞こえません**。
⇒ **聴覚障害者**は、**サイレンの音が聞こえない**又は**聞こえにくい**ため、緊急自動車の発見が遅れることがあります。緊急自動車の走行時は、聴覚障害者の歩行の安全確保に努めてください。